

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 寺 川 拓  
同 植 村 佳 史  
同 柳 田 昌 孝

福祉政策課

監査結果公表日 令和7年3月31日（奈良市監査委員告示第8号）

措置結果通知日 令和8年3月3日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>奈良市住民税非課税世帯支援給付金支給事業業務委託について、関係書類を査閲したところ、受注者に給付金対象者データとして個人情報が入力された USB を渡しているが、契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている個人情報預り証、作業場所に関する報告書等の提出の有無が確認できなかった。</p> <p>言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要があり、情報漏えいによる重大なリスクも考えられることから、同特記事項に基づき適正な事務手続を行われたい。</p>	<p>監査の指摘を受け、契約書の個人情報取扱特記事項に基づき、委託業者に作業責任者等報告書、作業場所に関する報告書、個人情報預り証、個人情報消去・廃棄報告書を提出させました。</p> <p>今後、個人情報についての重要性を再確認し、適正に事務手続を行うようにいたします。</p>

市民税課

監査結果公表日 令和7年3月31日（奈良市監査委員告示第8号）

措置結果通知日 令和8年3月27日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>納税通知書他の印刷業務について、関係書類を査閲したところ、印刷業者に印刷用データとして個人情報が入力された USB を渡しているが、契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている個人情報預り証、作業場所に関する報告書及び個人情報消去・廃棄報告書の提出の有無</p>	<p>監査の指摘を受け、令和7年度市民税・県民税納税通知書他の印刷業務において、契約書の個人情報取扱特記事項に基づき、作業責任者等報告書、作業場所に関する報告書、個人情報預り証、個人情報消去・廃棄報告書を漏れなく徴取いたしました。</p>

が確認できなかった。

言うまでもなく個人情報適切に管理する必要があり、情報漏えいによる重大なリスクも考えられることから、同特記事項に基づき適正な事務手続を行われたい。

今後、個人情報についての重要性を再確認し、適正に事務手続を行うようにいたします。